

芽室町監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和 4 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 21 日

芽室町監査委員 岩 波 栄 二

芽室町監査委員 西 尾 一 則

令和4年度 定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象範囲及び事項

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について監査を行った。

(1) 共通事項

① 財務

- ア 入札及び契約事務の執行について
- イ 概算及び資金前渡の精算事務について
- ウ 備品台帳の整備について

② 事務事業

- ア 時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

(2) 工事監査

工事の完了状況の確認について

2 監査の実施時期

令和4年10月17日から令和4年11月22日まで

3 監査の実施方法

監査の対象とした共通事項については全部局、工事監査は1部局に対しそれぞれ実施した。

部 局	本 庁	所管機関	計
町長部局	1 3		1 3
教育委員会事務局	2	2	4
議会事務局	1		1
農業委員会事務局	1		1
選挙管理委員会事務局	(1) 併任		(1) 併任
監査委員事務局	1		1
公平委員会	(1) 併任		(1) 併任
計	2 0	2	2 2

定期監査のうち共通事項は、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類を審査するとともに、関係職員から主要事務事業の執行状況について説明を受け実施した。

工事監査は、担当課から工事概要の説明を受け、施工現場に出向き工事の完了状況について確認を行った。

第2 監査の結果

各部局の共通事項については、一部に是正を要すると思われるものが見られたが、概ね適正に執行されていると認めた。

また、工事監査についても適正と認めた。

主な監査の結果と所見については次のとおりである。

1 共通事項

(1) 入札及び契約事務の執行について

入札及び契約事務の執行は、一部に不適正な事例も見られたが、概ね適正に処理されていた。

職員個々の法令及び条例等の解釈と理解、遵守により、業務が適切かつ正確に、そして効率的かつ有効に行われ、課・係内の徹底された確認行為により、適正な事務の執行に当たっていただきたい。

(2) 概算及び資金前渡の精算事務について

令和4年4月から9月までの概算旅費及び資金前渡については、精算までに1月以上の期間が空いているものはなかった。今後も、芽室町財務規則に従い直ちに精算するよう努めていただきたい。

(3) 備品台帳の整備について

令和4年4月から9月までに購入及び廃棄した備品の台帳整備については、概ね適正に処理されていた。

備品台帳は、取得から処分に至るまで備品ごとに管理するものであることから、今後においても、芽室町財務規則に基づいた適正な管理に努めていただきたい。

(4) 時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

時間外勤務について、令和4年4月から9月までの6か月分と、昨年度の同期間との比較では、180時間を超えた職員は同数の9人、時間数の最高は127時間増の376時間であった。

あらかじめ想定が出来ない課題が生じていることも考慮する必要があるが、特定の係に集中する傾向が見受けられる実態から、管理職・監督職においては課内流動を含め引き続きマネジメントの徹底に努め、自身はもとより部下職員の健康管理に十分配慮をしていただきたい。

2 工事監査

工事監査は、上美生の集落排水処理場と浄水場の整備状況について、担当職員

から工事概要の説明を受けるとともに現地確認を行った。

上美生集落排水処理場は、上美生地区の排水の水質保全を図るため令和元年度から4年度の4か年で改築整備事業を行っているもので、旧施設に比べ機能が強化されている。

上美生浄水場は、旧施設の老朽化と施設規模の不足を補うため規模を拡大して新設した。将来の配水区域の拡張が考慮され、水源水質も非常に良好であることを確認した。

いずれの施設も、より快適な住環境の提供に寄与することが期待できるものであった。